

訴訟の認諾に関するお知らせ

平成24年4月27日

有限会社愛宕

有限会社愛宕（本社：神奈川県川崎市、代表取締役：三谷純、以下「愛宕」）は、原告浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史、武論尊（以下、「原告ら」）と、かねてより訴訟係属しておりましたが、本日、原告らの請求を認諾致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1、請求の認諾に至った経緯と理由

（1）訴訟の経緯

原告らから平成23年12月20日に書籍をスキャンして電子ファイルを作成する業務（以下「自炊代行業務」）を著作権侵害に基づいて差止める旨の訴え（以下、「本件訴え」）が提起されました。本件訴えに対して、平成24年3月2日に、愛宕は、GVA法律事務所を訴訟代理人として反論の準備書面を提出し、同年3月9日に第1回弁論準備手続が行われました。そして、次回の第2回弁論準備手続は、本日4月27日が予定されていました。

（2）愛宕の本業への支障

愛宕は、もともとはシステム開発をメインで行う会社です。しかし、本棚にある書籍を電子化して手元に置いておきたいというニーズに答えること、雇用の創出という理由で自炊代行業務を開始しました。

しかし、愛宕は未だベンチャー企業です。訴訟の負担や対外的な影響等があり、本業であるシステム開発に支障を来す可能性が出てきました。

（3）請求を認諾した理由

上記のように本業への影響を抑えるため、代理人であるGVA法律事務所との相談の結果、自炊代行業務については事業をやめることを決断しました。和解という選択肢も模索しましたが、差止請求という性質上、難しく、ベンチャーにとっては最も重要な時間という資源の有効活用という点でも適切ではないと考え、請求の認諾という選択をとることに決定致しました。

2、愛宕の主張の概要

(1) 私的利用

書籍の所有者が、自らの書籍を裁断し、スキャンしたうえ電子ファイルを作成することは、著作権法30条1項により私的使用のための複製として認められる。本件事業は、かかる複製の作業それ自体を代行するものであり、愛宕は利用者の手足にすぎない。したがって、複製の主体はあくまでサービスの利用者であって愛宕ではない。

具体的には、愛宕は利用者の詳細な依頼に従って自炊代行業務を遂行していたため、自炊代行業務の遂行は利用者の管理下にあるといえる。また、愛宕の本件事業の遂行態様は、スキャンした電子データのチェックを綿密に行うなど、多くの人の手が必要であるものである一方、その料金は安価なものにとどめていた。そのため、人件費等もかきみ利益が出る事業ではなく、書籍の著作物から利益を得ているとは到底いえるものではなかった。このような事情から、あくまで愛宕は利用者の私的利用の手足として行っていたといえるというものである。

(2) 権利濫用

愛宕は、利用者からの依頼の際に私的利用のためでありインターネット上で公開しないことを誓約させた上、裁断した本及び電子データはすべて破棄してきた。したがって、仮に本件業務が形式的に著作権法30条1項の要件に該当しないとしても、本件業務が著作者に与える影響は、書籍所有者が自ら行う自炊行為と異なるものではない。また、電子書籍リーダーが広く普及した現代において、自炊代行を規制することは、書籍を読む自由を不当に制限する。さらに、自炊代行作業は基本的に就労可能時間や身体能力に影響を受けないため、シングルマザーや軽度の身体障害者、高齢者など、一般的に就労が困難な者に対して広く雇用の機会を開くことができる。このように、愛宕が本件業務を停止することで得られる利益は少なく、失われる利益は大きい。したがって、原告らの本件訴えは権利の濫用に該当し、許されない。

3、終わりに

有限会社愛宕の代表取締役三谷純の本件についての「感想」と「思い」を述べます。

この度は、作家や漫画家の方が不安になるようなビジネスを行っていたことに関して、世間をお騒がせし誠に申し訳ございませんでした。

今回、差止請求という形で私たちは認諾いたしますが、これだけは言わせてください。

私たち自炊代行業者が存在するせいで

「漫画家や作家が近い将来職業として成立しない」
「ハイエナのようにやってきて不法なことをやっている」
「本を愛していない」
「電子書籍を出さないからスキャンするんだ。売ってないから盗むんだ」

と言われたことに関して非常に勘違いをされているようです。
まず、この事業に関しては本が存在しないと成立しません。
また、その本はそれぞれの依頼者であるお客様がお金を払って購入した本です。
その本を色あせることなく保存したいということは
お客様はとても本を愛しているのではないのでしょうか？

私たちは再生ビジネスだと思っていました。
高性能なスキャナーが登場し、スマートフォン、タブレット端末の普及という
時代の流れで、これまで自宅に保管してあった「紙の本」を電子化という形で
再生のお手伝いをさせて頂いてきました。
スキャン仕上がりの品質にも大変こだわりました。
マーカーや落書きなどもそのままの状態をスキャンしていました。
途中で挟まれていたカラーページもその部分はカラーにするといったこだわりでした。
【お客様からご依頼いただいた紙の本を、そのままの状態を電子化代行を行う】
理念はそれだけです。

「昔に購入し、保管してあった書籍を再度読む機会ができた！」
「いつでもどこでも読めるようになった！」
「いつも丁寧なお仕事に感謝いたします！」

といった声を多数いただきました。スキャンボックスはこの様な品質重視の作業のため
サービス開始後、納期は120～180日待ちといった状態が続きました。
それでもお客様からはいつになったらできるんだ！といったクレームはひとつもありません
でした。
昨年の東日本大震災時の計画停電等による納期遅延にもみなさま寛大に受け入れてくださ
いました。

この作業にはどうしても時間と手間がかかってしまうために
人材の確保は最低条件でした。単純作業と言えれば従事した従業員に失礼な言い方かもしれ
ませんが

”専門的な知識がなくても仕事ができる”というところに目をつけ雇用創出にむけて真剣に取り組んでいました。

特に障害者、高齢者、シングルマザーといった就職困難層を登用しようと自治体の情報を調査しながら、誰でも作業が可能なようにオペレーションの確立やワークショップの検討などを進めているところでした。

電子書籍市場とはまた違う市場であることをご認識頂きたいです。

本が売れなくなるとはまた別の次元なんです。

同じ内容の文章であれば「紙」、「電子」お客様が好む方を選択できればいいのです。

ただ私を含めお客様のニーズは”紙の本のまま電子で読みたい”なんです。

ですので、本を購入し、電子化するのは普通の行為なのです。

職業としてなりたないはずがないのです。紙がいいという方も多くいらっしゃいます。

現実、紙と電子を読み比べた場合、紙で読んだほうがはるかに頭に入る気がします。

また、現在電子書籍市場はスマートフォンやタブレット端末それぞれの端末専用の配布方法となっております

逆にいうと読む側の媒体の普及に左右されてしまう市場になります。

世界に100台しか読む媒体がなければ同じ書籍は最大でも100冊しか売れないことになります。

私たちのサービスを利用したお客様の一番満足する電子書籍とは

紙の本のままの状態の電子書籍を売ることだと思います。

そうすれば我々代行業者は必要ありません。

今後、電子書籍市場が、お客様にとってよい市場となりますようお願いしています。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

有限会社愛宕

神奈川県川崎市川崎区東田町9-6 ジブラルタ生命川崎ビル 8F

E-Mail : press@ata5.jp

URL : <http://www.ata5.jp>